

公立中学校

Case

I 詳細な調査をしないまま 「いじめではない」という判断を行った事例

事例の概要

① 関係生徒

- 【被害】 中学3年女子A（1名）

② いじめの概要

- 中学3年女子生徒Aが、自宅にて自死を図り、翌日死亡が確認された。遺留品として、制服のポケットに「くさや」と書かれたメモが発見されたほか、本人の日記に「いじめられたくない。（ひとり）ぼっちはいやだ」などの記述が残っていた。このため、遺族は、Aが生前クラスの女子生徒からいじめを受けていた旨を主張した。

事態の経緯及び対応

- Aが自死した翌月、学校がアンケート調査を実施したが、調査結果からいじめの事実は出て来なかった。また、教育委員会がAの同級生に聞き取り調査を行った。
- 教育委員会・学校の調査と並行して、御遺族が独自に関係生徒に聞き取り調査を行ったところ、いじめをうかがわせる証言を得た。
- 御遺族が教育委員会に、いじめの重大事態の調査組織（第三者調査委員会）の設置を申し入れるが、**教育委員会において、学校が実施したアンケート調査等においていじめの事実が把握できなかったことをもって、「(本事案は) いじめによる重大事態ではない」と決議した。**なお、教育委員会は当該決議のことを御遺族には伝えていなかった。
- その後、御遺族が決議の存在を知り、文部科学省に対して調査委員会の解散などを求める申し入れを行った。これらを踏まえ、教育委員会は「いじめの重大事態ではない」という決議を撤回した。

本事例に対するコメント

- いじめについて、多くの客観的事実が御遺族から示されているにもかかわらず、事案発生後の初動調査を十分に行わなかったことは不適切である。御遺族から提示された新たな資料・証言等についても第三者調査委員会に提出し、確認を受けるべきであったと考えられる。
- 御遺族からの訴えがあるなど、いじめの疑いがあったにもかかわらず、教育委員会において「いじめの重大事態ではない」と決議したことは、いじめ防止対策推進法に反する誤った対応である。事案の発生直後に、御遺族から物的証拠の提示や訴えがあった時点で、いじめの「疑い」があるものとして、いじめの重大事態と捉える必要があったと考えられる。